



## 「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成17年4月18日日高教育局長決定)

(令和3年4月6日 一部改正)

- 1 傍聴は20名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 傍聴を申し込む際には、氏名、住所、電話番号を申し出てください。
- 3 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
  - (2) 会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
  - (3) 前2号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - (4) 写真を撮影し、又は録音を行うこと。  
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
  - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
  - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができるものとします。
- 7 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。

### 附則

この規程は、令和3年4月6日から施行する。